

埼玉県農地農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱

昭和 63 年 6 月 28 日決裁

令和 3 年 4 月 9 日最終改正

(趣旨)

- 第 1 条 県は、農地及び農業用施設の災害復旧を図るため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号。以下「暫定法」という。）又は激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号。以下「激甚法」という。）に規定する農地及び農業用施設等の災害復旧事業を行う市町村、土地改良区等（以下「補助事業者」という。）に対し、当該事業に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付する。
- 2 前項の補助金の交付に関しては、補助金等の交付手続に関する規則（昭和 40 年埼玉県規則第 15 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助の対象及び補助率)

第 2 条 前条第 1 項の経費に対する補助率は、暫定法第 2 条に規定する事業対象について、次のとおりとする。

- (1) 暫定法第 2 条第 1 項に規定する農地の災害復旧事業の事業費
10 分の 5 以内
- (2) 暫定法第 2 条第 1 項に規定する農業用施設の災害復旧事業の事業費
10 分の 6.5 以内
- (3) 暫定法第 2 条第 4 項に規定する共同利用施設の災害復旧事業の事業費
10 分の 2 以内
- (4) 前号の災害復旧事業と併せて施工する事業で、災害復旧事業を施工する箇所又はこれを含めた一連の施設の再度の災害を防止するものであり、かつ、構造物の強化等を図ることを目的とした災害関連事業の事業費
10 分の 5 以内

2 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和 25 年政令第 152 号。以下「暫定法施行令」という。）第 5 条各項に規定する高率補助の額に相当する災害復旧事業の事業費

- | | | |
|----------------------|-------|-------------|
| (1) 暫定法施行令第 5 条第 1 項 | 農地 | 10 分の 8 以内 |
| | 農業用施設 | 10 分の 9 以内 |
| (2) 暫定法施行令第 5 条第 2 項 | 農地 | 10 分の 9 以内 |
| | 農業用施設 | 10 分の 10 以内 |

3 暫定法施行令第5条の3第1項第1号に規定する連年災害の地域内に係る災害復旧の事業費

暫定法第3条の2の規定に基づき算定した比率以内

4 激甚法第5条に規定する農地及び農業用施設の災害復旧事業並びに農業用施設の災害関連事業の事業費のうち激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和37年政令第403号。以下「激甚法施行令」という。）第15条第1号に規定する額に相当する部分の額の事業費

ア 激甚法施行令第16条第1号イに規定する額	10分の7以内
イ 激甚法施行令第16条第1号ロに規定する額	10分の8以内
ウ 激甚法施行令第16条第1号ハに規定する額	10分の9以内

（概要書の提出等）

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、様式第1号の災害復旧事業計画概要書（以下「概要書」という。）3部を知事に提出しなければならない。なお、提出期限は災害発生の日から2か月を目途に提出するものとする。

2 知事は、前項の概要書を受理した時は別に定める基準に基づいて審査を行い、当該復旧事業費を決定し、概要書の提出者に通知するものとする。

3 知事は、前項の規定により決定した復旧事業費について、毎年度、当該年度の復旧事業費を決定し、概要書の提出者に通知するものとし、当該通知を受けた者は、知事が定める日までに規則第4条の規定による補助金交付の申請を行わなければならない。

4 規則第4条第1項の申請書の様式は、様式第2号のとおりとし、その提出部数は2部とする。

5 補助事業者は、第4項の申請書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない補助事業者については、この限りではない。

（添付書類の省略）

第4条 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

(交付決定通知書の様式)

第5条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第3号のとおりとする。

(概算払い請求等)

第5条の2 補助事業者は、補助金の概算払請求及び前金払請求ができるものとする。

(状況報告)

第6条 規則第11条の規定による状況報告は、補助金の交付の決定に係る年度の12月31日現在の状況について、様式第4号の遂行状況報告書により、当該年度の1月20日までに行うものとする。

(実績報告書の様式等)

第7条 規則第13条の報告書の様式は、様式第5号のとおりとし、その提出部数は、2部とする。

- 2 規則第13条の報告書の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。
- 3 第3条第5項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出するにあたって当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 4 第3条第5項ただし書により交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各補助事業者については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第6号の2により速やかに知事に報告するとともに、知事の返却命令を受けてこれを返却しなければならない。

(財産処分制限の緩和期間等)

第8条 規則第19条ただし書に規定する知事が定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とし、その期間は、補助事業の完了の翌日から起算する。

- 2 規則第19条第2号に規定する知事の定めるものは、それぞれ1件の取得価格が50万円以上の財産とする。

(書類の整備等)

第9条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出等についての証拠書類は、整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業の完了の日の属する会計年度の翌会計年度から8年間保管しなければならない。

3 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、第1項の帳簿及び証拠書類並びに様式第6号の財産管理台帳を第8条第1項の財産処分制限期間が経過するまでの間、整備保管しておかなければならない。

(書類の経由)

第10条 規則及びこの要綱に基づき知事に提出する書類は、所轄農林振興センターの長を経由しなければならない。

付則

この要綱は、昭和63年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成5年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成9年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成13年度分の補助金から適用する。

付則

この要綱は、平成14年度分の補助金の内、平成14年に被災したものから適用する。

付則

この要綱は、令和元年度分の補助金の内、令和元年に被災したものから適用する。

付則

この要綱は、令和3年度分の補助金から適用する。

様式第1号（第3条関係）

災 害 復 旧 事 業 補 助 計 画 概 要 書

発第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

事業主体
代表者

令和 年 月 日から 日までの台風○号（豪雨）により被害を受けたので、埼玉県農地
農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱第3条第1項の規定により災害復旧事業補助計画概
要書を別紙のとおり提出する。

災 害 名

災害発生年月日

地区及び箇所番号

工 種

令和 年災害復旧事業補助計画概要書

都道府県名 埼 玉 県

事業主体名

位置図

第1表

令和 年 災害復旧事業（補助）計画概要書

被災名及び被災年月日				関係面積	ha
地区及び箇所番号		—		受益面積	ha
施工位置				受益戸数	戸
事業主体名				被災前の工法	
工種		緊急順位		直営又は請負の別	
区分		事業量	事業費		摘要
総事業			千円		
うち未成			千円		
うち転属			千円		
差引			千円		
被災原因及び被災状況					
復旧工事計画					

第2表

事業費総括

費目	金額	摘要
工事費	千円	
本工事費		
附帯工事費		
測量及び試験費		
用地費及び補償費		
船舶及び機械器具費		
営繕費		
工事雑費		
応急工事費		
事務雑費		
合計		()

備考：合計の摘要欄の（ ）内の数字は、事業費に含まれる消費税相当額（円単位）である。

様式第2号（第3条関係）

令和 年度 農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付申請書

番 号
年 月 日

埼玉県知事 様

年 災 名
地区箇所番号
事業主体名
事業主体の住所
代表者氏名

下記により実施したいので、令和 年度農地農業用施設災害復旧事業費補助金の交付を受けたいので、補助金等の交付手続等に関する規則第4条の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

- | | |
|-------------|-----------|
| 2 災害復旧事業計画書 | 別紙第1のとおり |
| 3 着手 | 年 月 日 |
| 完 成 | 年 月 日（予定） |
| 4 収支予算書 | 別紙第2のとおり |
| 5 補助金交付申請額 | 金 円 |
| 6 実施設計書 | 別添のとおり |

別紙第2

令和 年度 農地農業用施設災害復旧事業収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	摘 要
補 助 金	円	国 県 円 円
市町村費(又は負担金)	円	
賦 課 金	円	
そ の 他	円	
	円	
計	円	

2 支出の部

農地

区 分	予 算 額	摘 要
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	
工 事 雑 費	円	
応 急 工 事 費	円	
事 務 雑 費	円	
計	円	

農業用施設

区 分	予 算 額	摘 要
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	
工 事 雑 費	円	
応 急 工 事 費	円	
事 務 雑 費	円	
計	円	

合計

区 分	予 算 額	摘 要
工 事 費	円	
本 工 事 費	円	
工 事 雑 費	円	
応 急 工 事 費	円	
事 務 雑 費	円	
計	円	

注:応急工事費には、応急工事の工事雑費を含むものとし、「摘要」欄にその金額を記入する。

実施設計書

別 記

令和 年度 農地農業用施設災害復旧事業変更等承認申請書

番 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

事務所所在地
名 称
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった令和 年度農地農業用施設災害復旧事業について、別紙変更理由書により変更（事業の中止、廃止）の承認を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

- | | |
|-------------------|---------|
| 1 災害復旧事業計画書 | 別紙1のとおり |
| 2 収支予算書 | 別紙2のとおり |
| 3 交付を受けようとする補助金の額 | 金 円 |
| 4 変更理由書 | 別添のとおり |
| 5 変更設計書 | 別添のとおり |

注 各様式は、様式第2号の別紙1又は別紙2に準じて作成し、変更がある箇所について上段に申請額を括弧書きに、変更申請額を下段に対照して記載すること。

様式第3号（第5条関係）

令和 年度農地農業用施設災害復旧事業補助金交付決定通知書

第 号
令和 年 月 日

様

埼玉県知事

令和 年 月 日付け 第 号で申請のあった令和 年度農地農業用施設
災害復旧事業補助金については、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助事業費及び補助金の額は、次のとおりである。（また、各地区の内訳は別紙のとおりである。）

補助事業費 円

補助金の額 円

- 2 支払方法 （※精算払、概算払、前金払 から記載）

- 3 補助金の確定額は、次の各号より算出した額を比較して、いずれか低い額とする。

(1) 補助金の額

(2) 補助事業に係る実支出額に補助率を乗じて得た額

- 4 交付条件

(1) 補助事業に要する経費の配分、若しくは国が定める軽微な変更以外の補助事業の内容の変更又は補助事業の中止若しくは廃止をする場合においては、別記変更承認申請書により知事の承認を受けなければならない。

(2) 補助事業者が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、書面により速やかに知事の報告し、その指示を受けなければならない。

(3) 実績報告の提出期限は、補助事業の完了の日から起算して20日を経過した日又は、補助金の交付の決定にかかる会計年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

なお、当該処分により、収入があった場合は、その収入の一部を県に納付させることがある。

(5) 補助事業により取得した機械を知事の承認を受けて貸し付ける場合においては、その貸付料は、当該機械の購入費の額から補助金に相当する額を控除した額を基礎として算出した当該機械の償却費と、当該機械の維持管理費に相当する額との合計

額を限度としなければならない。

- (6) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については補助事業完了後においても知事が別に定める期間内は、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (7) 補助事業を中止し、又は廃止した場合において、当該事業により取得した工事用材その他の物件が残存するときは、品目、数量、金額及び処分の方法を知事に報告して、その指示を受けなければならない。
なお、当該処分により、収入があった場合は、その収入の一部を県に納付させることがある。
- (8) この補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に規定する間接補助金等であり、同法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林水産業災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行規則（昭和25年農林省令第94号）及び国の関係要綱等に従わなければならない。

別紙(様式第3号交付決定)

農地

番号		所在地			事業費	補助金	補助率
地区	箇所	郡市	町村	字			
小計	箇所	-					

農業用施設

番号		所在地			事業費	補助金	補助率
地区	箇所	郡市	町村	字			
小計	箇所	-					

合計	箇所	-					
----	----	---	--	--	--	--	--

様式第4号（第6条関係）

令和 年度 農地農業用施設災害復旧事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

年 災 名
地区箇所番号
事業主体名
事業主体の住所
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知のあった令和
年度農地農業用施設災害復旧事業の12月31日現在における遂行状況について、補助金
等の交付手続等に関する規則第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 事業遂行状況 別紙のとおり
- 2 事業完了予定期日 令和 年 月 日

別紙

別紙

事業遂行状況

1 収支の状況

(1) 収入の部

区 分	予 算 額	収入済額	収入未済額	備 考
	円	円	円	
補助金				
市町村費(又は負担金)				
賦課金				
その他				

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	支出済額	支出未済額	備 考
	円	円	円	
農 地				
工 事 費				
本工事費				
工事雑費				
応急工事費				
事 務 雑 費				
農 業 用 施 設				
工 事 費				
本工事費				
工事雑費				
応急工事費				
事 務 雑 費				
合 計				
工 事 費				
本工事費				
工事雑費				
応急工事費				
事 務 雑 費				

注 「区分」欄については、様式第1号の別紙2の区分に準じて記入すること。

様式第5号（第7条関係）

令和 年度 農地農業用施設災害復旧事業実績報告書

番 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

年 災 名
地区箇所番号
事業主体名
事業主体の住所
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金交付決定を受けた令和 年度農地農業用施設災害復旧事業が完了したので、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。（なお、精算返還額 円）

記

- | | |
|----------------|----------------|
| 1 災害復旧事業成績書 | 別紙第1のとおり |
| 2 収支精算書 | 別紙第2のとおり |
| 3 事業完了年月日 | 年 月 日 |
| 4 請負調書及びその他の調書 | 別紙第3から別紙第7のとおり |

別紙第2

令和 年度 農地農業用施設災害復旧事業収支清算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	精算額	差引増(減)額	摘 要
補 助 金	円	円	円	国 県 円 円
市町村費(又は負担金)	円	円	円	
賦 課 金	円	円	円	
そ の 他	円	円	円	
	円	円	円	
計	円	円	円	

2 支出の部

農地

区 分	予 算 額	精算額	差引増(減)額	摘 要
工 事 費	円	円	円	
本工事費	円	円	円	
工事雑費	円	円	円	
応急工事費	円	円	円	
事務雑費	円	円	円	
計	円	円	円	

農業用施設

区 分	予 算 額	精算額	差引増(減)額	摘 要
工 事 費	円	円	円	
本工事費	円	円	円	
工事雑費	円	円	円	
応急工事費	円	円	円	
事務雑費	円	円	円	
計	円	円	円	

合計

区 分	予 算 額	精算額	差引増(減)額	摘 要
工 事 費	円	円	円	
本工事費	円	円	円	
工事雑費	円	円	円	
応急工事費	円	円	円	
事務雑費	円	円	円	
計	円	円	円	

注: 応急工事費には、応急工事の工事雑費を含むものとし、「摘要」欄にその金額を記入する。

3 事業別状況

地区/箇所	交付決定額		概算払い (前払金) 受領総額	精算額		差引補助 金返還額	摘要
	事業費	補助金		事業費	補助金		
	円	円	円	円	円	円	

請負調書

箇所 / 地区	工事(委託)名	施行箇所	設計金額	請負金額	契約方法	請負者 住所 氏名	着工 竣工 年月日
農地 計							
施設 計							
合 計							

別紙第4

工事雑費調書

地区番号及び箇所番号	科目	数量	単価	金額	摘要

別紙第5

事務雑費調書

地区番号及び箇所番号	科目	数量	単価	金額	摘要

別記（規則第 13 条）

令和 年度

事業年度終了実績報告書

第 号
令和 年 月 日

埼玉県知事

事業所所在地

名 称

代表者氏名

令和 年 月 日付け第 号で補助金の交付決定の通知を受けた令和
年度における 事業について、補助金等の交付手続等に関する規則第 13 条
の規定により、別紙のとおり報告します。

別紙

事業名														
地区/箇所	費目	工種	実施計画			年度出来高			出来高率	年度以降 予定出来高		完了 年月日	了定 年月日	摘要
			事業量	事業費	補助金	事業量	事業費	補助金		事業費	補助金			
				円	円		円	円		円	円			
合計				0	0	0	0	0	0	0	0			

注1 補助金欄には、補助金の額のうち県費に係る分を括弧書きで上段に、補助金の額を下段に記載すること。

様式第6号の2 (第7条関係)

令和 年度 農地農業用施設災害復旧事業消費税仕入控除税額報告書

番 号
年 月 日

埼玉県知事

年 災 名
地区箇所番号

事業主体名
事業主体の住所
代表者氏名

令和 年 月 日付け 第 号により交付決定通知のあった農地農業用施設災害復旧事業費補助金について、農地農業用施設災害復旧事業費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金等の交付手続等に関する規則
(昭和40年埼玉県規則第15号)
第14条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税仕入
控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税の申告により確定した消費税仕
入控除額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |